

議案第22号

沼田市手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市手数料条例の一部を改正する条例

沼田市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

農作物その他の被害に関する証明	1件につき 300円
-----------------	------------

を

農作物その他の被害に関する証明	1件につき 300円
農業経営に関する証明	1件につき 300円
農地の利用状況に関する証明	1件につき 300円

に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。